

## 地域活動支援センターとは

障害者などを対象として、地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などのサービスを提供する通所施設です。武蔵野市からの受託事業です。

## コットについて

プログラムは、料理などみんなで取り組めるものや外出等を予定しています。「笑うこと」「楽しむこと」「ちょっと頑張ること」を小さなグループで、体験しませんか？

お一人お一人の生活が今よりも少しでも豊かになること、コットで出会ったみなさんとメンバー・スタッフが共に成長していくことを目指しています。みなさんと一緒に創り、育てていく場所にしたいと考えております。

武蔵野市在住の障害をお持ちの方・ご家族から、様々な相談に広く応じます

## ご利用の流れ

お電話などでご相談

来所面談

利用登録

通信費およびお茶代 年度ごと 300円

## 開所時間

開所時間 月曜日～金曜日 10:00～18:00

第一水曜日のみ 10:00～17:00

土・日・祝日・年末年始 閉所

## アクセス

JR 中央線  
武蔵境駅  
北口  
徒歩 5分

〒180-0022

武蔵野市境 1-9-9 温泉通りビル 205・206・207

TEL&FAX 0422-38-8837

## 株式会社 浩仁堂 コット

### ㈱浩仁堂のこれまでの歩み

- ◇平成 21 年 11 月  
法人設立
- ◇平成 22 年 12 月  
就労継続支援 B 型「カバーヌ」開始
- ◇平成 25 年 4 月  
日中一時支援「コット」開始
- ◇平成 25 年 8 月  
指定特定相談 開始
- ◇平成 29 年 4 月  
発達障害者相談事業 開始
- ◇平成 30 年 4 月  
地域活動支援センター 開始



## 地域活動支援センター

# コット

### 一歩家から出て

どこかにつながる場所

仕事や作業から離れてのんびりできる場所

自分はこう生きていきたいと語れる場所

生活体験ができる場所

相談できる場所 など

ご本人だけでなくご家族でもご相談できます。

どうぞ利用になるかは、

それぞれ……

人と人をつなぎます、人と仲間をつなぎます  
人と地域をつなぎます

コットの名前の由来は、cottage(小屋)です。  
気軽に立ち寄れる小屋です。

## ✿ コットの特徴

ご利用いただいている方の中では、発達障害と診断された方、あるいは、発達障害をお持ちになるのではと思われる方が多いことが特徴です。発達障害をお持ちになる方の支援に重点をおいていきます。

コットでは、今までの支援から、積み上げてきた専門的な知識を活かして伝わりやすいコミュニケーションを心がけます。

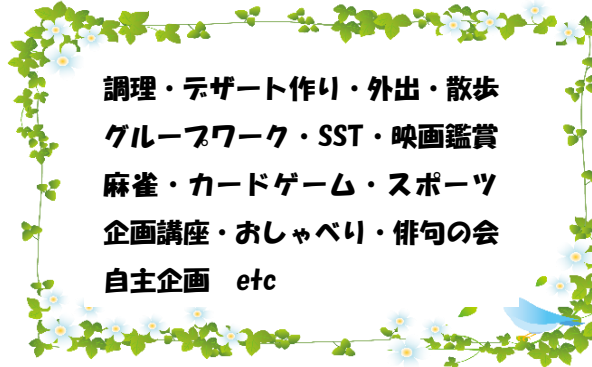
同じ障害をお持ちになる方だけで交流するのではなく、様々な障害をお持ちの方と一緒に過ごすことで、新たなご自分の発見につながっていくと考えています。

## ✿ 発達障害って

生まれつきの脳機能の発達のアンバランスさ・凸凹(でこぼこ)と、その人が過ごす環境や周囲の人とのかかわりのミスマッチから、社会生活に困難が発生する障害のことです。発達障害を理解する上での難しさは、その障害が見た目からは分かりにくいことにあります。本人と周囲の人がお互いの違いを理解しながら、凸凹ゆえの困難さが起こりにくくなるような環境を調整し、本人の得意な行動や特性を生かした過ごし方ができるような支援が大切です。

## ✿ 提供プログラム

メンバーとスタッフが相談企画しながら行います。二人いれば、何かしらのコミュニケーションのスタートです。



## ✿ 定期的なプログラム

### ✿ 将棋の会

ライフサポート MEW さんと交流会も行っています。

### ✿ 昼食調理

家庭的な料理がお安く食べられます。

### ✿ ボランティアさん調理

目も楽しませてくださる料理が楽しみです。

### ✿ 外出

遠足感覚で気分転換になります。

### ✿ お話しの会

悩みがあるときは、みんなに聞いてもらえるので助かります。

(その他にも、俳句の会や卓球の会もあります)

## ✿ ある月のコット

月	火	水	木	金	土	日
30	31	1 17:00 閉所	2 昼食調理	3	4 閉所	5 閉所
6	7 昼食調理 卓球の会	8	9 昼食調理	10 お話しの会	11 閉所	12 閉所
13	14 昼食調理	15 ボランティア調理 将棋の会	16 昼食調理	17	18 閉所	19 閉所
20	21 昼食調理 ディスカッション	22 俳句の会	23 外出	24	25 閉所	26 閉所
27	28 昼食調理	29	30 昼食調理	1	2	3

## 指定特定相談

サービス等利用計画とは、障害のある方が様々なサービスの利用を通して希望する生活の支援や目標の達成に向けて作成するものです。はじめて障害福祉サービスを利用する場合やおもちの受給者証が更新となる場合に、サービス等利用計画の作成が必要となります。専門の相談員が対応いたしますので、ご相談ください。

社会資源の紹介やプランニングの支援が受けられます。